

第5期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画

2024年3月



目次

第1章 計画の策定にあたって

はじめに	1
1 計画期間	2
2 計画の推進	2

第2章 愛知県内のホームレスの現状と課題

1 ホームレスの現状	3
2 現状における課題	9

第3章 ホームレス自立支援施策の推進

1 基本目標	10
2 ホームレス自立支援施策の個別課題及び推進すべき取組	12
(1) 就業の機会の確保	12
(2) 安定した居住の場所の確保	14
(3) 保健及び医療の確保	16
(4) 生活に関する相談及び指導	17
(5) ホームレス自立支援事業等	18
(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人たちに対する支援	20
(7) 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	22
(8) ホームレスの人権の擁護	24
(9) 地域における生活環境の改善	24
(10) 地域における安全の確保	25
(11) 民間団体との連携	25
(12) ホームレスを生まない地域社会づくり（地域福祉の推進）	26
参考資料	28

文中における表記について

- 「ホームレス」は人を指す表現として用いており、本文中では重複を避ける意味からこの言葉に、「人」、「方」といった表記をしておりませんのでご理解願います。
- 令和6年4月より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることに伴い、婦人相談所が「女性相談支援センター」、婦人保護施設が「女性自立支援施設」へ名称が変更となります。本文では法施行前の名称にて表記をしております。

第1章 計画の策定にあたって

はじめに

ホームレスに関する問題の解決に資することを目的に、平成14年8月に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）は、10年間の時限立法でしたが、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進する必要があるとして、平成24年に5年、平成29年にさらに10年間、期限が延長されました。

その後、平成27年4月には、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（以下「困窮者支援法」という。）が施行され、今日のホームレス自立支援施策の多くは、特措法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に基づいて実施されています。

国は、特措法に基づき、令和3年11月に「ホームレスの実態に関する全国調査（以下「全国調査」という。）」を実施し、その結果を踏まえ、令和5年7月に、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、地方公共団体が実施計画を策定する際の指針を示しました。

本県では、平成16年3月に、平成16年度から平成20年度を計画期間とする「愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画」を策定し、以降4期20年にわたってホームレスの自立の支援等を行ってきました。

県内のホームレス数は、2,121人（平成15年1月全国調査）から大きく減少し、136人（令和5年1月全国調査）となっていますが、依然として一定数のホームレスが厳しい路上（野宿）生活を送っています。

国民生活基礎調査や労働力調査からも読み取れるように、非正規雇用の増加などの雇用情勢の変化や単身世帯の増加、地域・家族の絆の希薄化といった傾向は、ホームレスとなるリスクを増大させているとも考えられます。

こうした状況を踏まえ、引き続き県において実施計画を策定し、経済の動向等を注視しながら、着実に施策を推進していくことが必要です。本県は、第4期計画の評価、特措法及び基本方針を踏まえ、「第5期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画」（以下「第5期計画」という。）を定め、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決に向けて取り組んでまいります。

1 計画期間

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。

2 計画の推進

- 行政関係者のほか民間団体や地域住民、学識者等を交えた「ホームレス自立支援対策推進協議会」において、ホームレス問題や具体的な支援策等について協議し、関係者の連携・協働により施策の推進を図ります。
- 庁内の関係課で構成する「愛知県ホームレス問題連絡調整会議」において、計画期間の年度ごとに県内全体の状況把握を行い、計画のフォローアップを行います。
- 県は、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整、市町村実施計画の策定や各種施策の取組みに関する情報提供を行うとともに、必要に応じて自ら主体となって施策を実施します。
- 計画期間の終期を迎える際は、県内のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者からの意見聴取などにより実施計画に定めた施策の評価を行い、結果を公表します。

第2章 愛知県内のホームレスの現状と課題

1 ホームレスの現状

(1) ホームレス数 <令和5年1月全国調査>

- 県内のホームレス数は全体で136人であり、平成15年調査の2,121人から大きく減少しています。そのうち、名古屋市が78人（平成15年調査においては1,788人）、その他の市町村が58人（同333人）となっています。ホームレスが確認された市町村は54市町村のうち19市町で、そのうち2市では、10人以上が確認されました。

(人)

	平成15年1月～2月	平成31年1月	令和2年1月	令和3年1月	令和4年1月	令和5年1月	平成31年1月⇒令和5年1月増減率	平成15年1～2月⇒令和5年1月増減率
県全体	2,121	180	181	157	136	136	-24.4%	-93.6%
名古屋市	1,788	120	116	98	84	78	-35.0%	-95.6%
名古屋市以外	333	60	65	59	52	58	-3.3%	-82.6%

- 生活している場所については、都市公園が31.6%（平成15年調査においては61.2%）、河川敷30.1%（同15.6%）、その他の施設19.1%（同8.4%）、道路12.5%（同13.8%）、駅舎6.6%（同1.0%）の順で、平成15年調査と比べると、都市公園の割合が減少し、河川敷やその他施設の割合が増加しました。

(人)

	平成15年1月～2月			平成31年1月			令和2年1月			令和3年1月			令和4年1月			令和5年1月			平成15年1～2月⇒令和5年1月増減率		
	県全体	名古屋市	名古屋市以外	県全体	名古屋市	名古屋市以外	県全体	名古屋市	名古屋市以外	県全体	名古屋市	名古屋市以外	県全体	名古屋市	名古屋市以外	県全体	名古屋市	名古屋市以外	県全体	名古屋市	名古屋市以外
公園	1,297	1,185	112	63	46	17	46	36	10	46	34	12	42	32	10	43	31	12	-97%	-97%	-89%
河川	330	205	125	63	38	25	72	33	39	59	27	32	47	21	26	41	19	22	-88%	-91%	-82%
道路	293	258	35	20	17	3	18	14	4	13	11	2	15	12	3	17	11	6	-94%	-96%	-83%
駅舎	22	15	7	7	0	7	6	0	6	6	0	6	8	0	8	9	0	9	-59%	-100%	29%
その他	179	125	54	27	19	8	39	33	6	33	26	7	24	19	5	26	17	9	-85%	-86%	-83%
計	2,121	1,788	333	180	120	60	181	116	65	157	98	59	136	84	52	136	78	58	-94%	-96%	-83%

※その他の施設には、主に名古屋市で確認されている、常設の小屋等を持たない、いわゆる移動型を含みます。

- 性別では、男性69.9%（平成15年調査においては93.5%）、女性7.4%（同3.7%）、不明22.8%（同2.8%）となっています。

(人)

	平成15年1月 (全国調査)				平成31年1月 (全国調査)				令和2年1月 (全国調査)				令和3年1月 (全国調査)				令和4年1月 (全国調査)				令和5年1月 (全国調査)			
	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計
県全体	1,984	78	59	2,121	147	11	22	180	119	9	53	181	114	5	38	157	100	10	26	136	95	10	31	136
名古屋市	1,697	56	35	1,788	94	6	20	120	72	4	40	116	62	3	33	98	57	3	24	84	51	3	24	78
名古屋市以外	287	22	24	333	53	5	2	60	47	5	13	65	52	2	5	59	43	7	2	52	44	7	7	58

(2) 自立者数

- 自立者数（帰住先がない等の理由により福祉事務所の支援を受け、ホームレスから脱却もしくはホームレスとなることなく自立した者の数）は、平成31年4月から令和5年3月までの間で、延べ2,586人でした。内訳は、名古屋市が1,200人、名古屋市以外が1,386人となっています。自立者のうち、何らかの形で生活保護を利用した人は1,375人で、自立者の約53%を占めています。

単位：人

	平成31年度実績			令和2年度実績			令和3年度実績			令和4年度実績			平成31～令和4年度実績			(参考) 第3期実績 平成26年～30年度累計		
	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外
就 労	300	155	145	304	181	123	236	118	118	179	92	87	1,019	546	473	1,347	1,020	327
生活保護 (うち施設)	260	122	138	402	185	217	336	134	202	377	154	223	1,375	595	780	1,922	721	1,201
老人ホーム	7	0	7	6	4	2	13	2	11	7	3	4	33	9	24	44	15	29
帰 郷	18	10	8	11	1	10	23	3	20	11	0	11	63	14	49	94	58	36
そ の 他	20	10	10	20	9	11	27	8	19	29	9	20	96	36	60	89	48	41
計	605	297	308	743	380	363	635	265	370	603	258	345	2,586	1,200	1,386	3,496	1,862	1,634

(3) ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）

ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）実施状況	
1	平成15年1月調査 県内では、名古屋市（対象者205人）と、豊橋市、岡崎市及び豊田市（3市計45人）が対象。
2	平成19年1月調査 県内では、名古屋市（対象者225人）が対象。
3	平成20年県単独ホームレス生活実態補完調査 平成20年3月から5月にかけて、平成19年1月に生活実態調査の対象とならなかった名古屋市以外の状況を調査するために、名古屋市以外の12市町（対象者57人）で実施。
4	平成24年1～2月調査 県内では、名古屋市（対象者113人）と、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市及び春日井市（5市計39人）が対象。（岡崎市、豊田市、一宮市及び春日井市については県独自調査）
5	平成28年10月調査 県内では、名古屋市（対象者72人）と、豊橋市（9人）が対象。
6	令和3年11月調査 県内では、名古屋市（対象者48人）が対象。

※以下、名古屋市における令和3年11月調査の結果を全国のデータと比較し、（参考）として平成15年1月調査の結果を記載しています。

○ 平均年齢

	令和3年調査		（参考）平成15年調査	
	平均年齢	55歳以上	平均年齢	55歳以上
全国	63.6歳	80.7%	55.9歳	58.8%
名古屋市	65.1歳	91.7%	56.5歳	59.6%

名古屋市のホームレスは全国と同様に高齢化が進んでおり、平均年齢が55歳以上の割合が約9割を占めています。

○ 路上（野宿）生活の期間

	令和3年調査		（参考）平成15年調査	
	3年未満	5年以上	3年未満	5年以上
全国	31.7%	59.1%	56.4%	24.0%
名古屋市	14.6%	73.0%	58.3%	27.0%

名古屋市のホームレスの路上（野宿）生活期間は、全国と同様に長期化しています。

○ 収入を伴う仕事

	令和3年調査		(参考) 平成15年調査	
	収入を伴う仕事をしている		収入を伴う仕事をしている	
全国	48.9%		64.7%	
名古屋市	77.1%		77.1%	

収入を伴う仕事をしていると答えた人は、名古屋市では平成15年調査と同割合となっており、全国よりも高い水準となっています。

○ 仕事の内容（複数回答）

	令和3年調査			(参考) 平成15年調査		
	廃品 回収	建設 日雇	運輸 日雇	廃品 回収	建設 日雇	運輸 日雇
全国	66.4%	11.4%	2.1%	73.3%	17.0%	2.2%
名古屋市	87.2%	5.1%	5.1%	83.5%	12.7%	6.3%

仕事をしていると回答した人に仕事の内容を複数回答でたずねた結果、大半がアルミ缶などの「廃品回収」でした。「廃品回収」の次に多いのは、全国では「建設日雇」ですが、名古屋市では「建設日雇」と「運輸日雇」が同水準でした。いずれも「廃品回収」をしている人とは大きな開きがあります。

○ 仕事の月収

	令和3年調査			(参考) 平成15年調査		
	1~3 万円	3~5 万円	5~10 万円	1~3 万円	3~5 万円	5~10 万円
全国	18.7%	27.5%	30.7%	35.2%	18.9%	13.5%
名古屋市	22.2%	27.8%	41.7%	40.5%	20.9%	10.1%

名古屋市では、5万円以上の割合が全国に比べ高い状況にあります。

○ 路上（野宿）生活に至った理由

	令和3年調査				
	仕事の減少	倒産・失業	人間関係の悪化で退職	家賃が払えない	その他の項目
全国	15.4%	14.4%	11.9%	8.3%	50.0%
名古屋市	33.3%	20.8%	12.5%	12.5%	20.9%

	(参考)平成15年調査				
	仕事の減少	倒産・失業	人間関係の悪化で退職	家賃が払えない	その他の項目
全国	17.2%	19.2%	—	10.2%	53.4%
名古屋市	20.8%	18.1%	—	11.0%	50.1%

※平成15年調査とは項目が異なる。

名古屋市では、仕事に関する理由の割合が全国に比べ高い状況にあります。また、人間関係や家賃が払えない等の経済的問題等、様々な理由が関わり合っています。

○ 健康状態

	令和3年調査				(参考)平成15年調査	
	大変良い	良い	あまり良くない	良くない	良い	悪い
全国	11.4%	53.7%	28.3%	6.6%	51.5%	47.4%
名古屋市	12.5%	50.0%	35.4%	2.1%	48.3%	51.7%

※平成15年調査とは項目が異なる。

名古屋市では健康状態に課題を抱えた人が全国平均よりもやや高くなっています。

○ 自立に向けた今後の希望

	令和3年調査				(参考)平成15年調査			
	就職	半福祉半就労	福祉施策利用	現状維持	就職	半福祉半就労	福祉施策利用	現状維持
全国	17.5%	12.0%	7.6%	40.9%	49.7%	8.6%	7.5%	13.1%
名古屋市	14.6%	8.3%	12.5%	47.9%	47.8%	6.8%	5.9%	14.6%

名古屋市では、「きちんと就職して働きたい」（表の「就職」）、「福祉の支援を受けながらの軽い仕事」（表の「半福祉半就労」）、「福祉施策を利用して生活したい」（表の「福祉施策利用」）など、何らかの形でホームレス状態を脱却したいと希望する人が約3割

であり、概ね全国の傾向と一致しています。また、「現状維持」と回答している人の割合は、全国よりも高くなっています。

2 現状における課題

- ホームレス数は、平成15年1月調査から20年経過した令和5年1月調査にかけて、県全体で93.6%減少しました。特に名古屋市は95.6%と大きく減少し、名古屋市以外の市町村では、82.6%の減少でした。
- 平成15年1月調査においては、県内のホームレス数の84.3%が名古屋市に集中していました。令和5年1月調査では57.4%に減少しているものの、依然として名古屋市のホームレスの占める比率が高くなっていることから、名古屋市における対策が中心的課題となります。
- 名古屋市を除く地域では、豊橋市と岡崎市に多くのホームレスが集中しており、両市あわせると県内ホームレスに占める比率は令和5年1月調査では17.6%となっています。各地域の実情に応じて適切な対策を講じる必要があります。
- 令和3年11月のホームレスの生活実態調査では、全国と同様、県内ホームレスの高齢化、期間の長期化の傾向が見られ、また、定まった住居を喪失し終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にある層の存在も見受けられました。ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人に対し、関係機関と連携しながら、本人の状況に応じた総合的な自立支援施策を実施することが重要です。
- また、ホームレスになった要因は、倒産・失業等仕事に起因するものや、人間関係や家賃が払えない等の経済的問題等、様々なものが関わり合っており、こうした複雑化・複合化した課題を抱える人々を支援する体制を整備し、自らの意思で安定した生活を営むことができるよう支援する必要があります。
- なお、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、困窮状態に陥るリスクが高い人々やこれまで恒常的に困窮していた人々の姿が顕在化されました。緊急的な対策として生活福祉資金の特例貸付や各種給付事業等が大きな役割を果たしましたが、今後は、生活困窮者自立支援事業を中心に、より長期的に支援を必要とする人々への支援が必要となってきます。

第3章 ホームレス自立支援施策の推進

1 基本目標

(1) 施策の方向性

- ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、関係機関と連携しながら、就業機会や安定した居住場所の確保、医療・保健や福祉的支援の提供等、本人の状況に応じた総合的な自立支援施策を実施します。
- 自立支援施策の実施に加え、市町村における重層的支援体制の整備等を支援し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを推進します。
- こうしたホームレス自立支援施策の内容は、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標である SDGs（持続可能な開発目標）の理念を反映しています。
- 施策に関する基本目標を定め、取組を着実に推進していきます。

(2) 基本目標

- これまでの全国調査で一番少なかった136人（令和5年1月調査）より更なるホームレス数の減少を目指します。
- 12項目の個別課題及びそれらに対する「推進すべき取組」を掲げ、計画期間内に具体的な進展を図ります。
 - ① 就業の機会の確保
 - ② 安定した居住の場所の確保
 - ③ 保健及び医療の確保
 - ④ 生活に関する相談及び指導
 - ⑤ ホームレス自立支援事業等
 - ⑥ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人たちに対する支援
 - ⑦ 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施
 - ⑧ ホームレスの人権の擁護

- ⑨ 地域における生活環境の改善
- ⑩ 地域における安全の確保
- ⑪ 民間団体との連携
- ⑫ ホームレスを生まない地域社会づくり（地域福祉の推進）

2 ホームレス自立支援施策の個別課題及び推進すべき取組

(1) 就業の機会の確保

就業による自立の意思があるホームレスに対して、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体と連携し、求人の確保や職業相談の実施、技能講習による職業能力の開発・向上等を図ります。

(ホームレスの雇用・就業支援)

名古屋市の自立支援センター（※1）へ就業支援相談員を派遣し、入所者等を対象にした職業相談や自己啓発等の研修、専用求人の開拓、履歴書の書き方の指導や就労面接のノウハウの講習を実施して就業促進に努めます。

また、自立支援センターや無料定額宿泊所等の入所者に対し、愛知労働局や公共職業安定所（ハローワーク）とも連携を図り、資格取得に向けた技能講習の実施及び周知等、就業の実現に向けて支援します。

(関係会議の開催)

愛知ホームレス就業支援事業推進協議会（※2）が実施する事業と連携を図るとともに、名古屋市や愛知労働局と共同で経済団体等の関係者を交えた会議を定期的で開催し、ホームレスの雇用促進の環境整備に努めます。

(中間的就労の場の確保)

ホームレス状態が長期化し、就業に不安を抱えるホームレスに対しては、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業や就労訓練事業を活用し、福祉的な援助を行いながら自立を支援します。

また、自立相談支援機関のあっせんに応じて就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業を行う事業者の認定を行います。

用語解説

※1 自立支援センター

特措法の趣旨に基づき、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的とした施設。愛知県内では名古屋市のみ設置しており、県の就業支援相談員やハローワークから派遣された相談員による職業相談・紹介や職場定着支援等も実施されている。

※2 愛知ホームレス就業支援事業推進協議会

厚生労働省の委託を受け、学識経験者、愛知県、名古屋市、経済団体、就業支援団体が構成員となっている。就業意欲のあるホームレスの就業機会の確保を図るための就業支援相談、ホームレスの就業ニーズに応じた仕事の開拓・提供、雇用主とホームレス双方の不安感解消を目的とした職場体験講習やトライアル（試行）雇用制度を行っている。

(2) 安定した居住の場所の確保

就業による自立、生活保護、年金受給等による自立のいずれについても、その前提として安定した居住の場所を確保することが基本となります。安定した居住の場所（住居）の確保は、ホームレス問題解決の根幹となるものです。

(県営住宅への優先入居制度)

自立を目指すホームレスが地域の中で自立した居宅生活を営むための支援として、県営住宅において「ホームレス優先入居制度」を実施します。

(民間賃貸住宅に関する情報提供)

住宅セーフティネット制度（※3）や愛知県あんしん賃貸支援事業（※4）等、配慮が必要な方でも安心して住むことができる住宅の情報の提供に努めます。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づく、住宅確保要配慮者（※5）に対する居住支援を行う居住支援法人（※6）の指定を行います。

(理解の促進)

愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会（※7）と連携して、民間賃貸住宅にかかわる団体等を通じて特措法の趣旨等を周知し、ホームレスの入居に対する家主、賃貸住宅経営者を含め、広く県民一般の理解と協力を得るための広報・啓発に努めます。また、居住支援法人を通じた福祉部局と住宅部局の連携を推進し、より効果的な支援に繋がられるよう努めます。

(住居確保給付金の支給)

ホームレス等のうち、要件に該当する場合は誠実かつ熱心に求職活動等を行うことを条件に、賃貸物件の賃貸人に対し生活保護制度の住宅扶助基準額を上限に住居確保給付金の支給を行います。

また、路上（野宿）生活になることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努めます。

用語解説

※3 住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、高齢者等の住宅確保要配慮者（※5）に対する、入居を拒まない住宅の登録や居住支援を行う居住支援法人の指定やそれらの情報提供を行う制度。

※4 愛知県あんしん賃貸支援事業

家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる「高齢者、障害者、外国人、ひとり親、小さい子どもがいる、被災者、失業者、DV被害者の世帯」の入居を拒まない住宅等の登録や情報提供を行う制度。

※5 住宅確保要配慮者

住宅セーフティネット法に規定する者で、具体的には、低額所得者、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障害者、子育て世帯（高校生までの子どもを養育する世帯）、外国人、都道府県が賃貸住宅供給促進計画で定める者など。

※6 居住支援法人

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として、都道府県が指定するもの。

※7 愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、賃貸住宅関係事業者、居住支援団体、地方公共団体（県及び市町村）で設置された協議会。

(3) 保健及び医療の確保

ホームレスは、路上（野宿）生活による過酷な環境の下で生活が不規則になりがち
なため、健康状態が悪化していることが多く、身体面はもちろん精神面においても対
応が必要な場合があります。ホームレスの自立支援のためには、保健及び医療の確保
が欠かせません。

(健診の推奨と健診の機会の確保)

ホームレスが健診を受けられる機会の確保を関係機関に働きかけるとともに、福祉
保健巡回相談等を通じて、ホームレスの健康状態の把握に努め、健診を推奨します。

また、市町村が実施する健診を受ける機会のないホームレスについては、健診の機
会を提供します。

(必要な医療の確保)

健康状態に課題を抱えたホームレスが一定数存在しているものの、多くのホームレ
スは医療保険に加入しておらず、必要な医療が受けられない可能性があるため、医療
機関の受入れ協力を促すとともに、治療を要する者に対する生活保護の適正な適用や
無料低額診療（※8）の活用等により、ホームレスに対する医療の確保に努めます。

また、身体面だけではなく、精神疾患や依存症等の精神面でも複合的な課題を抱え
ていることが想定されることから、必要に応じて適切な医療機関へつなぎます。

(結核患者への対応)

ホームレスの結核患者が発見された場合には、自己判断での服薬中断等不適切な治
療による結核の再発や薬剤耐性化を防ぐため、保健所保健師の訪問等による服薬対面
支援（DOTS等）を行います。

用語解説

※8 無料低額診療

低所得者、要保護者、ホームレス、DV 被害者、人身取引被害者等の生計困難者が経済
的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう医療機関が無料
または低額な料金によって診療を行う事業。

(4) 生活に関する相談及び指導

失業、病気やけが、家庭問題、借金問題等、ホームレス状態に至った要因や背景は個々のホームレスによって様々であり、その健康状態、意識、稼働能力等もそれぞれ異なっています。

ホームレス個々の状況を把握し、本人の意思を尊重しながら、そのニーズに合った支援を行うためには、関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制を確立していく必要があります。

(生活困窮者自立支援事業の実施)

県及び市では、自立相談支援機関を設置し、ホームレスを含む生活困窮者への相談支援事業を実施しており、県は町村部を所管しています。就労や住まいなど、個々の課題に合わせた支援プランを作成し、関係機関と連携を図りながら自立に向けたサポートを行います。

また、アウトリーチの手法も用いて対象者の発見や相談窓口の周知に努めます。

(保健福祉巡回相談の実施)

自立相談支援機関が中心となり、福祉事務所や保健師とともにホームレスの起居する場所への巡回相談を実施します。

(個々の事情に応じた相談援助活動)

対象者が多重債務や税金の滞納等の課題を抱えている場合等に対応するため、自立相談支援機関が関わっている生活困窮者のうち希望者に法律相談を実施し、法的問題の解決に向けた支援や権利擁護の実現を図ります。

(生活困窮者自立支援制度従事者養成研修)

ホームレスを含む生活困窮者に対し相談支援を行っている県内の自立相談支援機関の職員に対する研修を実施し、専門知識や相談支援技術の向上を図ります。

(5) ホームレス自立支援事業等

ホームレス自立支援事業は、自立支援センターにおいてホームレスの安定就業による自立を総合的に支援する事業であり、特に多数のホームレスのいる地域において、ホームレスの自立支援施策の柱となるものです。

県内において自立支援センターを設置しているのは名古屋市のみです。自立支援センターを設置していない名古屋市以外の市町村においては、主として生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づく施策等により、ホームレスの自立を支援しています。

(ホームレス就業支援事業の実施) (再掲)

名古屋市の自立支援センターへ就業支援相談員を派遣し、入所者等を対象にした職業相談や自己啓発等の研修、専用求人の開拓、履歴書の書き方の指導や就労面接のノウハウの講習を実施して就業促進に努めます。

また、自立支援センターや無料定額宿泊所等の入所者に対し、愛知労働局や公共職業安定所(ハローワーク)とも連携を図り、資格取得に向けた技能講習の実施及び周知等、就業の実現に向けて支援します。

(生活困窮者自立支援事業の実施) (再掲)

県及び市では、自立相談支援機関を設置し、ホームレスを含む生活困窮者への相談支援事業を実施しており、県は町村部を所管しています。就労や住まいなど、個々の課題に合わせた支援プランを作成し、関係機関と連携を図りながら自立に向けたサポートを行います。

また、アウトリーチの手法も用いて対象者の発見や相談窓口の周知に努めます。

(就労準備支援事業の実施)

社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業を実施します。

また、自立相談支援機関からのあっせんにより対象者を受け入れ、就労訓練を行う事業者を認定登録します。

(一時生活支援事業の実施)

失業状態や不安定な雇用関係にある人たちが、路上(野宿)生活に陥らないよう、生活困窮者自立支援制度において旅館借上げ方式等による一時生活支援事業を実施し、同時に就労支援や居住支援を行い、自立を促します。

(性別に配慮した支援)

女性のホームレス等に対しては、性別に配慮したきめ細やかな自立支援を行います。なお、令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、必要に応じて女性相談センターや婦人保護施設等との連携も図ります。

■自立支援事業(自立支援センター)の概要

施設名	自立支援事業あつた	自立支援事業なかむら
設置場所	名古屋市熱田区	名古屋市中村区
運営開始日	平成14年11月28日	平成16年5月10日
対象者	緊急一時宿泊施設(シェルター)入所者や社会福祉事務所に相談に来所したホームレスのうち、就労意欲があり、心身の状態が就労に支障のない者	
定員	79人	74人
入所期間	原則3か月以内	
支援内容	宿泊場所の提供、食事(1日3食)の提供、日用品の支給、健康相談、生活相談、職業相談・斡旋	

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人たちに対する支援

現に失業状態や不安定な雇用関係にあり、かつ不安定な居住環境にある人は、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがあり、その防止がホームレス問題の解決につながります。

(相談窓口及び自立支援施策の周知)

不安定な居住環境にある人への支援は、生活困窮者自立相談支援事業が中心となることから、相談窓口や支援施策について、県のウェブページ等により広く周知に努めるとともに、巡回相談等により、地域における生活困窮者の把握及び支援が必要な方に対する直接の周知にも努めます。

また、県が設置するホームレス自立支援対策推進協議会（※9）を活用しながら、関係機関や民間団体による自立支援施策の周知にも努めます。

(生活困窮者自立支援事業の実施) (再掲)

県及び市では、自立相談支援機関を設置し、ホームレスを含む生活困窮者への相談支援事業を実施しており、県は町村部を所管しています。就労や住まいなど、個々の課題に合わせた支援プランを作成し、関係機関と連携を図りながら自立に向けたサポートを行います。

また、アウトリーチの手法も用いて対象者の発見や相談窓口の周知に努めます。

(住居確保給付金の支給) (再掲)

ホームレス等のうち、要件に該当する場合は誠実かつ熱心に求職活動等を行うことを条件に、賃貸物件の賃貸人に対し生活保護制度の住宅扶助基準額を上限に住居確保給付金の支給を行います。また、路上（野宿）生活になることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努めます。

(一時生活支援事業の実施) (再掲)

失業状態や不安定な雇用関係にある人たちが、路上（野宿）生活に陥らないよう、生

活困窮者自立支援制度において旅館借上げ方式等による一時生活支援事業を実施し、同時に就労支援や居住支援を行い、自立を促します。

（生活保護の適用）

福祉事務所等において、民生委員、居宅介護支援事業者等の福祉サービス提供事業者等との連携体制を強化し、必要な場合には生活保護の適用等の措置を講じます。

用語解説

※9 ホームレス自立支援対策推進協議会

愛知県のホームレス自立支援施策を推進するため、行政関係者、民間団体、地元経済団体、地域住民、学識者によって構成される協議会。

(7) 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施

路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が良くないホームレスに対しては、医療機関への入院等緊急の援助が必要です。

なお、路上（野宿）生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急的かつ一時的な施策として位置づけられます。

生活保護の適用にあたっては、資産、能力、その他あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない人を対象とする原則を踏まえつつ、単に居住の場所がないことや稼働能力があることをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、適切に実施していくことが必要です。

(緊急的な居所の確保)

居所が緊急に必要な場合に対して、一時生活支援事業による支援を行うとともに、生活保護法に規定する日常生活支援住居施設（※10）や社会福祉法に規定する無料低額宿泊事業（※11）を行う施設等を活用し、適切な支援を行います。

また、対象者の状況に応じて、養護老人ホームや障害者福祉施設等への入所支援を行います。

(適正な保護の実施)

病気等により急迫した状態にあるホームレスが医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護を適正に適用し医療扶助を行います。また、引き続き保護を要すると判定された場合には、適正な保護を実施します。

(生活保護適用後のフォロー)

緊急的な支援を行った結果、状況に応じ必要な保護を行います。路上（野宿）生活を経験している場合、複合的・複雑な課題を抱えていることも想定されることから、個々の課題に応じて自立支援プログラム等を活用しつつ、見守りを中心に家計管理や日常生活支援、社会参加や地域活動への参加支援等を行うなど、年齢等の特性も踏まえ、その人に合った自立を支援します。

また、居宅生活に移行した場合は、地域の中で孤立し再びホームレス状態に戻るこ

とを防止するため、ケースワーカーによる的確な生活状況の把握に努め、援助方針に基づき継続的な訪問活動を行うなど、アフターフォローに努めます。

（無料低額宿泊所への実地調査）

名古屋市及び中核市を除く県内の無料低額宿泊所に対し、社会福祉法の趣旨及び「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく適切な運営がなされるよう、毎年度実地調査を行います。調査の結果、必要な点には改善を求めています。

■愛知県内の無料低額宿泊所数（※R5.12 現在）

	施設数	定員
愛知県全体	62	2,971
名古屋市	47	2,500
中核市	3	86
その他市町村	12	385

■愛知県内の日常生活支援住居施設数（※R5.12 現在）

	施設数	定員
愛知県全体	2	66
名古屋市	1	40
中核市	0	0
その他市町村	1	26

用語解説

※10 日常生活支援住居施設

被保護者ごとに個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う施設として、その支援の実施に必要な人員を配置する等一定の要件を満たす施設。

※11 無料低額宿泊事業

生計困難者のために、無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業。

(8) ホームレスの人権の擁護

ホームレスの自立を社会全体が受け入れ、支援していくためには、まずホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図ることが大切です。

(啓発活動)

県の広報媒体による広報活動や、県民、行政関係者等を対象とした講演会の開催等の啓発活動を実施し、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消や、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性に関する県民の理解促進に努めます。

(相談活動における人権擁護)

ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮していくことが必要です。相談等を通じてホームレスに対する暴力、人権侵害の事案を認知した場合には、関係機関が連携・協力して適切な解決を図ります。

(9) 地域における生活環境の改善

ホームレスが公共施設を起居の場所としている場合には、当該施設の管理者は、ホームレスの人権にも配慮しつつ、施設の適正な利用のための措置をとることが必要です。

(監督処分等の措置)

ホームレスが公共施設を起居の場所としている場合には、当該施設の管理者は、市町村の福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立支援施策等との連携を図ります。また、施設の適正な利用のために必要な場合には、巡視パトロールや、物件の撤去指導、法令の規定に基づく監督処分等の措置をとります。

公共施設からの退去指導の際は、自立支援施策等との連携や人権への配慮を十分図りながら対応します。

(10) 地域における安全の確保

ホームレスに関連した事件・事故の発生の防止、事件・事故が発生した場合の迅速・的確な対応により、地域住民の不安を除き安心・安全な地域環境を維持していくことも、重要なホームレス対策の一つです。

(地域における安全確保)

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、警察が関係機関との連携の下、ホームレスの人権に配慮し、地域住民の理解と協力を得つつ、地域安全活動、指導・取締等を実施します。パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進します。

また、地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導、取締り等の措置を講じるとともに、市町村等と連携を図り、再発防止に努めます。

(11) 民間団体との連携

ホームレスの個々の事情に対応したきめ細かな支援活動を実施している民間団体は、ホームレスの自立支援について重要な役割を果たしています。ホームレスの自立に向けた各種の支援が一体的に実施されるよう、行政と民間団体との連携・協力を一層進めていくことが重要です。

(ホームレス自立支援対策推進協議会の設置)

行政関係者のほか民間団体や地域住民、学識者等を交えたホームレス自立支援対策推進協議会を設置し、ホームレス問題や具体的な支援策等について定期的な情報交換や意見交換を行います。

(支援活動や啓発活動における協働)

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握し、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉

士会、社会福祉法人、居住支援法人等との連携が不可欠です。ホームレスが抱える複合的な課題に対応するため、主に自立相談支援機関や福祉事務所で行う相談支援の中で協働を図っていきます。

(12) ホームレスを生まない地域社会づくり（地域福祉の推進）

地域住民相互のつながりの希薄化等、社会の変化に伴い、家族や地域のセーフティーネットが十分機能しなくなっており、特に大都市では単身者が多く地域連帯の気運に乏しいなど、社会から孤立した状態に陥りやすい環境にあります。

ホームレス問題の解決のためには、ホームレスの自立支援施策を実施するとともに、新たなホームレスを発生させない地域社会の実現に向けて、地域福祉の推進を図ることが大切です。

（地域福祉の推進）

地域社会づくりを実現するために地域福祉計画を策定するとともに、NPO等が活動しやすい環境づくりの支援、民生委員・児童委員活動の円滑な遂行及び研修等を通じた資質の向上、日常生活自立支援事業の利用推進を図ります。

（重層的支援体制整備事業の後方支援）

複合的な課題を抱えているホームレスに対し、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた包括的な支援を行うことにより、居住に関する課題にも対応するワンストップの相談体制を整えるため、市町村が実施する重層的支援体制整備事業（※12）が円滑に実施されるよう後方支援を行います。

（生活困窮者自立支援制度の任意事業実施に向けた推進）

生活困窮者への相談支援を行う自立相談支援機関は各市に設置され、町村部は県が所管しています。生活困窮者自立支援制度のうち、任意事業の未実施市に対しては実施に向けて促し、より効果的な支援が実施できるよう働きかけます。

用語解説

※12 重層的支援体制整備事業

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

參考資料

愛知県ホームレス自立支援対策推進協議会開催要領

(目的)

第1 第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画の推進を図るため、行政関係者、民間関係者等による愛知県ホームレス自立支援対策推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2 協議会では、第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画に定める個別課題の着実な推進を図るため必要な事項を議題として協議を行う。

(構成員)

第3 協議会は、別表に掲げる行政機関、学識者、その他関係団体により構成する。

2 協議会に座長を置き、構成員の互選により定める。

(会議の運営)

第4 協議会は、福祉局福祉部地域福祉課長が招集する。

2 構成員の代理の者は、座長の許可を得て、協議会に出席し意見を述べることができる。

3 協議会は、原則公開とする。ただし、会議内容に愛知県情報公開条例（平成12年県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる場合には非公開とすることができるものとする。

4 協議会の傍聴に関しては、別に定める。

(庶務)

第5 協議会の庶務は、福祉局福祉部地域福祉課において行う。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 略

別 表

<p>行政機関</p>	<p>愛知県 福祉局福祉部地域福祉課 労働局就業促進課 建設局土木部建設企画課 建築局公共建築部住宅計画課 建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室 保健医療局医療計画課 愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課 愛知労働局職業安定部職業対策課 国土交通省中部地方整備局 庄内川河川事務所占用調整課 木曾川上流河川事務所占用調整課 豊橋河川事務所管理課 名古屋市 健康福祉局生活福祉部保護課 緑政土木局緑地部緑地管理課 豊橋市福祉部生活福祉課 岡崎市福祉部ふくし相談課</p>
<p>学識者</p>	<p>中京大学総合政策学部教授 日本福祉大学社会福祉学部教授</p>
<p>その他関係団体</p>	<p>一般社団法人愛知県社会福祉士会 社会福祉法人 愛恵協会 特定非営利活動法人 いきいきライフサポート・あいち 公益社団法人 愛知共同住宅協会 特定非営利活動法人 ささしまサポートセンター 愛知県経営者協会 愛知県中小企業団体中央会 名古屋市中村区老人クラブ連合会 豊橋市民生委員児童委員協議会</p>

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成十四年八月七日法律第百五号)

(一部改正：平成二四年六月二七日法律第四六号)

(一部改正：平成二九年六月二一日法律第六八号)

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）

第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）

第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して二十五年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二四法四六)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九法六八)

この法律は、公布の日から施行する。